

## 少額償却資産の取扱いについて

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によって取扱いが異なります。

申告の対象から除外されるものは、次の①～③のみです。

- ① 使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

よって、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告の対象となります。また、取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象となります。

